

I 押印廃止・省略の対象となるもの

	Q	A
Q 1	押印が廃止となる書類、省略可能となる書類は何ですか。	<p>【押印が廃止となる書類】 (1) 市への支払いなどの会計手続に用いる、1) 業務完了届、2) 工事着手届、3) 工事完成通知書、4) 申請書(寄附金に係るもの)については、押印の義務付けを廃止し、押印不要となります。提出の際は、手続先の担当課に確認してください。</p> <p>【押印省略可能となる書類】 (2) 市への支払いなどの会計手続に用いる(1)以外の見積書・納品書・請求書等の書類については押印省略が可能となります。</p>
Q 2	契約書等(市と債権者双方が記名、押印している書面をいう)に基づいて請求を行う債権(委託料・工事請負費等)においても、請求者の押印は省略できますか	<p>契約書等に基づいて請求を行う債権(委託料・工事請負費等)においても、押印省略のための代替手段として、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記すれば、請求者の押印は省略可能です。</p> <p>ただし、契約書等で、請求書に請求者の記名・押印を求めているもの(契約書等において規定されているもの)については、押印の省略を行うことができません。</p>
Q 3	入札関係書類(入札書・参加届等)の押印は省略できますか。	<p>①各例規規定の入札書、②各例規規定の参加届・申請書・誓約書、③各例規規定の辞退届については、代替手段を講じることで押印省略可能となります。</p> <p>各様式における代替手段については、各様式に記載の注意事項等をご確認ください。</p>
Q 4	契約書や請書の押印は省略できますか。	<p>Q 1への回答のとおり、契約書・請書は引き続き押印が必要です。</p> <p>契約書への押印は法律で定められているため、押印の義務付けについて廃止となっておらず、省略することもできません。また、本市では請書は契約書と同等のもののみとしているため、請書についても押印の義務付けについて廃止となっておらず、省略もできません。</p>
Q 5	請書に添付された収入印紙への押印(消印)は省略できますか。	<p>消印は省略できません。</p>
Q 6	従前どおり、押印した請求書等を郵送や持参してもよいですか。	<p>押印された請求書等の取扱いに変更はありません。押印した請求書等の場合は、従来どおり原本を提出してください。その場合は、本件責任者等の記載は不要です。</p>

II 押印省略の方法

	Q	A
Q 7	押印省略する場合の方法を教えてください。	<p>Q 1で押印省略可能となっている書類には「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先(電話番号)を必ず記載してください。</p> <p>確認のため、記載された方に連絡させていただくことがあります。このため、役職(所属)についても、原則、記載してください。</p> <p>Q 1で押印省略可能となっている書類そのものに記載が困難である場合は、各担当課にご確認ください。</p> <p>なお、請求書については、債権者名義の口座への振込(債権者への支払)であるときのみ、押印を省略できます。</p>
Q 8	本件責任者とは誰ですか。	<p>本件責任者は、代表取締役又は支店長等といった権限の委任を受けた役職者や、Q 1で押印省略可能となっている書類を作成・発行するにあたり責任を有する方のことをいいます。</p>
Q 9	本件担当者とは誰ですか。	<p>本件担当者はQ 1で押印省略可能となっている書類に関する事務を担当している方を指します。</p>
Q 10	支店や営業所が発行する場合、支店名や営業所名の記載は必要ですか。	<p>記載が必要です。</p>
Q 11	なぜ「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載する必要があるのですか。	<p>押印を省略した場合の書面の真正性を担保するためです。内容で不明な点があった場合等、直接ご連絡させていただく場合があります。</p>
Q 12	本件責任者及び担当者が同じ場合は、どのように記載するのですか。	<p>「本件責任者の役職・氏名(フルネーム)・連絡先(電話番号)」を記載してください。担当者については、「同上」や「本件責任者・担当者」等、担当者が同じであることが分かるよう記載してください。</p>

Q13	代表者と本件責任者と担当者がすべて同じ場合（1人で事業所等を経営している場合等）、本件責任者はどのように記載するのですか。	代表者の職名・氏名等は省略できません。 本件責任者・担当者についてはQ12と同様に記載してください。
Q14	法人の代表者の職名・氏名等は省略できますか。	法人の代表者の職名・氏名等は省略できません。
Q15	連絡先は携帯電話番号でもよいですか。	固定電話番号としてください。 ただし、固定電話を設置していない場合には、携帯電話番号でも結構です。
Q16	連絡先はメールアドレスでもよいですか。	請求書等に不明な点があった場合に直接聞き取りを行う必要があることから電話番号を記載してください。ただし、電話での対応が困難であることに合理的な理由がある場合は、電話番号に加えてFAX番号やメールアドレスを記載してください。
Q17	「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載方法は、手書きでもよいですか。	手書きでもかまいませんが、鉛筆や消せる筆記用具での記載は不可です。

III 電子メール等による提出

	Q	A
Q18	電子メールで押印を省略した書類を提出してもよいですか。	電子メールによる提出も可能です。ただし、添付ファイルは原則、PDF形式とし、押印省略の代替手段の要件〔「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先（電話番号）の記載〕が鮮明に読み取れるものに限ります。 特に、請求書の電子メールでの提出は、PDF形式以外は認められませんので、ご注意ください。 提出後は必ず、市担当課の担当者に受信確認の連絡をしていただくか、開封確認付メールでの送信・開封確認を行なってください。 また、入札・契約手続に係る書類の提出に当たっては、公告文、見積依頼書等で提出方法が定められていますので、必ず規定に沿って提出してください。
Q19	FAXで押印を省略した書類を提出してもよいですか。	FAXでの提出も可能ですが、文字が不明瞭である場合には、電子メール等で提出していただくこととなります。
Q20	押印した書類をスキャナー等により読み込み、電子メールに添付し、またはFAXで提出する場合、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先は記載しなくてよいですか。	電子メールやFAXで提出いただく場合は、印影の有無にかかわらず、「本件責任者及び担当者の氏名及び連絡先」の記載が必要となります。
Q21	押印省略の場合に記載されるべき必要事項を請求書の欄外に記載することが困難である場合、別紙により提出してもよいですか。	押印省略可能となっている当該書類そのものに記載が困難で別紙等で提出したい場合には、各担当課にご確認ください。
Q22	電子メールに書類を添付する代わりに、金額等含む内容をメール本文に記載することで書類の提出に代えてもよいですか。	メール本文に金額等含む内容を記載しての提出は不可です。 請求書の電子メールでの提出は、PDF形式での添付以外は認められませんので、ご注意ください。 そのほかの書類についても、電子メールで提出いただく場合は、原則、PDF形式で添付してください。

IV その他

	Q	A
Q23	押印を省略した書類を修正する場合、訂正印で修正が可能ですか。	お手数ですが、再度作成をお願いします。押印省略可能とした書類は修正不可です。
Q24	記載した本件責任者や担当者あてに連絡が来る場合がありますか。	提出された書類確認のため、必要に応じて担当課から連絡させていただく場合があります。
Q25	押印を省略した請求書の提出にあたり、債権者登録は必要ですか。	請求書において押印を省略した場合の書面の真正性を担保するため、できる限り事前に債権者登録をお願いします。 債権者登録を行うことにより、市からの請求書に係る折り返し連絡が原則なくなり、市の支払いのための審査もスムーズになることで、結果的に支払いが速やかに行われることが期待できます。
Q26	債権者登録に係る変更点はありますか。	今回の押印見直しの取組に合わせて、次の場合は債権者登録申請書の押印は省略できるものとします。 ・押印のある契約書と合わせた登録 ・押印のある請求書と合わせた登録

Q 2 7	債権者登録の新規登録申請・変更申請時の添付書類はなんですか。	<p>Q 2 6 の内容に基づき、以下のとおり添付書類を整理します。なお、すべてに共通して債権者登録申請書は必要です。</p> <p>ただし、債権者登録申請書への押印は、下記の書類を添付する場合は省略可能です。</p> <p>(1) 押印のある契約書の添付がある場合の登録 (添付書類) ①債権者登録申請書 (押印省略可能)、②押印のある契約書</p> <p>(2) 押印のある請求書の添付がある場合の登録 (添付書類) ①債権者登録申請書 (押印省略可能)、②押印のある請求書</p> <p>債権者登録申請書のみで登録する場合は、押印が必要となりますのでご注意ください。</p> <p>◎押印のある債権者登録申請書をもって登録 (添付書類) ①債権者登録申請書 (押印省略不可)</p>
Q 2 8	請求に係る委任状の押印は省略できますか。	物品購入費や業務委託費などの支払いに伴う事業者からの請求に係る委任状への押印は省略できません。
Q 2 9	押印の廃止や、押印の省略ができるのはいつからですか。	市への支払いに関するもので、押印を廃止したり押印を省略できるものは、令和 6 年 1 月 1 日以降に発行するものが対象となります。